

2019年8月27日

ケア事業部員 各位

株式会社不二ビルサービス
ケア事業部 部長
富田 祐介

介護職員等特定処遇改善加算および福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定に伴う
介護職員賃金改善について

令和元年度介護職員等特定処遇改善加算および福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定に伴う賃金改定を、下記の通りに行いますのでご周知下さい。

記

令和元年度介護職員等特定処遇改善内容および福祉・介護職員等特定処遇改善内容

1. 令和元年10月より「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）」および「福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を算定する。
2. 「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）もしくは（Ⅱ）」および「福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」の算定に伴い、加算算定対象事業所に所属する職員を対象に、以下の処遇改善を実施。
 - ① 介護福祉士資格を所有する、当法人勤続年数10年以上（求職期間は除く）で、経験・技能（事業所におけるリーダー等）を有する者、及びそれに準じる経験・技能を有する常勤職員16名以上に対し、年収440万円もしくは月額平均8万円（増額分法定福利費を含む）の処遇改善を実施する。
 - ② その他の職員については、介護福祉士資格の有無・当法人勤続年数・業務内容等に応じた一時金を支給する。
 - ③ 非常勤職員・登録ヘルパーについても、介護福祉士資格の有無・当法人勤続年数・業務内容に応じた一時金を支給する。
3. 一時金の支給時期は、令和元年度の特典処遇改善加算の入金が確定する令和2年6月とする。
4. 本加算は、介護保険及び障害福祉サービスの報酬請求加算であり、報酬請求及び加算が計画通り算定できなかった場合、上記の処遇改善が実施できない場合もありうる。

以上